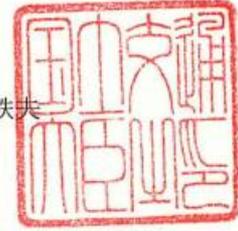


行政文書開示決定通知書

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和5年6月14日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

「羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務」に関する

- ①特定通知書
- ②非特定通知書
- ③企画提案に関する評価結果
- ④予定価格調書
- ⑤請負契約書
- ⑥企画提案書（株式会社東北新社、B社）

請求文書名：

国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課長が令和5年2月15日に企画提案書の提出を招請した「羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務」に係る以下の文書

- (1) 特定通知書
- (2) 非特定通知書
- (3) 企画提案に関する評価結果
- (4) 予定価格調書
- (5) 請負契約書
- (6) 企画提案書

2 不開示とした部分とその理由

②の文書のうち、非特定となった事業者名については、これを公にした場合、当該事業者の今後の営業活動において、正当な利益が損なわれるおそれがあることから、法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

③の文書のうち、詳細な評価項目・配点については、職務上必要な関係者以外には知られていない非公開の情報であり、公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、企画提案書審査に伴う契約業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

③の文書のうち、各社の詳細な評価結果（点数）については、これを公にした場合、当該事業者の今後の営業活動において、正当な利益が損なわれるおそれがあることから、法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

⑤及び⑥の文書のうち、法人の印影については、これを公にした場合、印影が偽造等により悪用されるおそれがあることから、法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

⑥の文書のうち、担当者の電話番号、FAX番号及び非特定となった事業者に関する情報については、本来公表されることのない内部情報であり、法第5条第2号イに規定する「当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

⑥の文書のうち、担当者の氏名、所属部署名及びメールアドレスについては、法第5条第1号の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書き、口又はハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

⑥の文書のうち、企画提案内容については、当事業を実施する法人のノウハウに関する内容であり、法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

#### (1) 事務所における開示（閲覧又は写しの交付）を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知書を受け取った日から30日以内

（土・日曜日、祝日を除く。）（9:30～11:45、13:00～16:45）

場所：国土交通省 大臣官房総務課 情報公開窓口

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階）

◇開示の手続き

1) 事前に、ご希望の日時を下記問い合わせ先までお知らせください。

2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

#### (2) 写しの送付を希望する場合

◇下記の書類等を下記問い合わせ先まで、この通知書を受け取った日から30日以内に提出（郵送）してください。

1) 必要事項を記入した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」

2) 文書の郵送料（開示決定文書全ての郵送を希望した場合）：

定形外郵便 【紙】 500gまで 390円分の郵便切手

【CD-R】 100gまで 140円分の郵便切手

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が到着した日から1週間後までに郵送する予定です。

(3) 開示実施手数料

行政文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を希望する 場合の基本額(a)	開示実施 手 数 料 (b)※
1. A4判文書 65枚 (内カラー 18枚)  2. 電磁的記録 4ファイル (用紙に出力した場 合 A4用紙6枚) (内カラー0枚)	①-1 閲覧 ①-2 用紙に出力したものの 閲覧	①-1 用紙100枚までにつ き100円  ①-2 用紙100枚までにつ き200円 (①-1 100円+①-2 2 00円)	300円	100円
	②-1 複写機により複写 したものの交付 ②-2 用紙に出力したも のの交付  (カラー含む)	当該文書カラー1枚につ き20円、モノクロ1 枚につき10円 (カラー18枚×20円+ モノクロ53枚×10 円)	890円	690円
	③-1 複写機により複写 したものの交付 ③-2 用紙に出力したも のの交付  (モノクロ)	当該文書1枚につき10 円 (③-1 650円+ ③-2 60円)	710円	510円
	④-1 スキャナにより読 み取ってできた電磁的記 録をCD-Rに複写したも のの交付 ④-2 電磁的記録をCD-R に複写したものの交付	④-1 CD-R1枚につき 100円、当該文書1枚 につき10円を加えた額 (100円+65枚×10円 =750円) ④-2 CD-R1枚につき 100円、当該電磁的記 録1ファイルごとに210 円を加えた額 (4ファイル×210円 =840円)	1,590円	1,390円

※ 開示実施手数料(b)・・・開示決定文書全ての開示の実施を希望する場合の基本額(a)－控除額(請求時に納付された開示請求手数料200円)

(4) その他

その他詳細は、同封の「説明事項」をご確認ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 航空局 総務課 予算・管財室  
航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課  
大臣官房総務課 公文書監理・情報公開室  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
TEL: 03-5253-8111 (代表)